

地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動に係る行動規範

(平成29年3月24日制定)

昨今、研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者や研究機関の社会的な信用を失墜させるとともに、学術研究の発展を阻害するおそれが生じている状況にかんがみ、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「機構」という。）では研究活動のさらなる発展のため、以下の行動規範を定めるものである。

機構職員は、以下の行動規範を遵守しなければならない。

- 1 研究に携わる者は、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をするとともに、自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加しなければならない。また、自らの専門知識の維持向上に努め、常に広い視野をもち、最善の判断と姿勢を示すよう努力しなければならない。
- 2 研究に携わる者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為及び公的研究費の不正使用並びに不正行為の加担を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 3 研究に携わる者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報情報の保護に努めなければならない。
- 4 研究に携わる者は、自らの研究活動において、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に発展に寄与するよう努めなければならない。
- 5 研究に携わる者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、思想信条等による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 6 機構職員は、機構の研究活動における研究費が、公的資金により支えられていることを踏まえ、研究費の使用にあたり、関係法令、機構内規則等を遵守しなければならない。
- 7 機構職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 8 機構職員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 9 機構職員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールを理解に努めなければならない。